

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第30回 新憲法と弁護士会～弁護士法制定の経緯～

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会 水上 博喜 (46 期)

1 新憲法制定と弁護士会

終戦を迎え、日本政府はGHQから司法の民主化を含む憲法の改正指針を示され、昭和20年10月13日憲法問題調査委員会を立ち上げたが、弁護士委員は含まれていなかった。これに先立つ9月24日、当時の大日本弁護士会連合会は法曹一元を含む司法制度改革の建議を行ったが、憲法問題調査委員会はこれを採用しなかった。その後も大日本弁護士会連合会、帝国弁護士会、日本弁護士協会及び当会は、法曹一元の建議をしたが、政府、衆議院及び貴族院の採用するところにはならず、昭和21年11月3日新憲法が公布された。

2 司法制度の改革と弁護士会の改正案

他方、司法省は昭和20年11月9日司法制度の民主化のために司法制度改革審議会を発足させた。東京三会の会長が委員として参加したが、法曹一元は否決された。ただ、「近い将来に法曹一元の実現の準備をなすべきこと」との付帯決議が議決されたことは特筆に値する。

また、GHQによる裁判所構成法修正提案を受けて、司法省は昭和21年6月13日に臨時司法制度改革準備協議会を立ち上げた。議案の中に裁判所及び検察庁の組織・権限と弁護士制度があった。東京三会は、法曹一元案、弁護士の公共的性格、弁護士会の自治の確立等の改革意見を強調したが、同協議会でも結論が出ず、後の司法法制審議会に回付された。

昭和21年7月3日、政府は臨時法制調査会を設置し、また、司法省は同月9日に司法法制審議会を設置したが、いずれも委員の大半が官僚であったため、法曹一元制度は希望意見とされたのみで実現されなかった。そして、昭和22年3月6日に現行のキャリアシステムによる裁判所法が成立した。

当会は、上記の流れの中で、法曹一元制に備えて弁護士法改正準備に関する準備委員会を設置した。更に、多数の当会会員が参加した日本弁護士協会は、同年6月30日に法曹一元を目的として創立総会を行い、民意に基づく法制の全面改廃と法曹一元を求める決議を行った。

3 弁護士法成立の経緯とその意義

昭和21年9月20日、弁護士法改正問題に関する弁護士側からの強い要請に基づいて、司法省は弁護士法改正準備委員会を設置した。委員の過半数は弁護士及び弁護士出身の次官及び検事長によって構成された。

これに先立ち、東京三会は、臨時司法制度改革準備協議会に対して弁護士制度について、弁護士の公共的性格の確認、強制加入制度、弁護士会の充実及び弁護士会の自治を骨子とする意見具申を行った。これを受けて弁護士法改正準備委員会は、昭和21年9月25日弁護士法改正要綱案を作成し、東京三会も改正要綱案を提出した。昭和21年11月13日、弁護士法改正準備委員会は弁護士法改正答申案を可決し司法大臣に提出した。

しかし、司法省・裁判所は、特任判事・副検事に弁護士資格を与えないこと及び任地開業の禁止について反対論を唱え、商工省・大蔵省・特許庁は、弁護士が弁理士及び税務代理士の職務ができることに反対し、最高裁は、憲法77条に基づき、弁護士に対する規制は最高裁の専権事項であるから同改正案は憲法違反である等、関係各方面からの反対論が噴出したため、司法省は弁護士法改正の国会上程を断念した。

政府による弁護士法改正が望めなくなったため、弁護士出身の国会議員を中心として議員立法による改正活動が展開された。これを受けて司法省もGHQと折衝し改正の整理案を作成した。GHQもおおむね好意的であったことから、衆議院法務委員会内に「弁護士法改正法案起草委員会」が設置され、昭和24年4月5日に改正法案が確定し、同年5月10日衆議院本会議を通過した。もっとも、参議院において①弁護士が税理士、弁理士の業務を行うことができるとの条項の削除、②衆参法制局参事を5年以上務めた者に対する弁護士資格の付与等の修正案が提出されたが、衆議院で否決され、当初の改正法案が可決された。

ここに至って民主的かつ自由主義的な弁護士法が成立したのである。